

県産農畜水産物の販売促進キャンペーン業務仕様書

1 委託業務名

県産農畜水産物の販売促進キャンペーン業務

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により外食産業向けなどの県産農畜水産物の需要が減退しており、価格低下や滞留、生産者の所得低下等の影響が生じています。

このため、県内量販店等と連携して、キャンペーンを実施することで、県産農畜水産物の販売促進、消費喚起を図るとともに、三重産の食材を食べて生産者を応援することで、滞留の早期解消や所得向上に資することを目的とします。

3 委託期間

契約の日から令和4年3月4日（金）まで

4 委託業務の内容

受注者は、県内の量販店、「みえ地物一番の日」協賛事業者の直売所や道の駅、飲食店等（以下「県内量販店等」という。）において、三重県産の農畜水産物（三重県産の米、野菜、果実、肉、卵、花き、魚介等）とそれらを主な原材料とする加工品やテイクアウト商品（以下「県産対象商品」）の消費喚起を目的としたキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を実施します。

その取組概要は、別紙1 取組概要のとおりとし、このキャンペーンの実施にあたり、次の（1）～（6）の取組について委託するので、その内容について提案してください。

（1）県内量販店等におけるキャンペーンの運営

県産対象商品の消費喚起を図るため、県内量販店等と連携して、キャンペーンを的確に運営することとします。

ア 県内量販店等へのキャンペーンの周知

受注者は、キャンペーンの開始までに県内量販店等にキャンペーンの周知を行うとともに、チラシやポスター等の設置を要請してください。

※1 発注者から、県内量販店等（別紙2 県内協力要請予定一覧）にキャンペーンへの協力について、事前に要請します。

※2 発注者において、県内量販店等が当キャンペーンと連携して、独自に企画する県産の米や養殖マダイなどの特定の県産農畜水産物を販売する販売促進キャンペーンを実施するにあたって、その経費の一部を補助することとしています。

イ 県内量販店等に対するキャンペーンにかかる説明会の開催

受注者は、県内量販店等に対して、キャンペーンについての説明会をキャンペーン開始までに1回以上開催することとします。

なお、ビデオ会議システムを活用する等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえることとし、会場、実施時期、開催方法などについては、発注者と協議の上、決定することとします。

ウ キャンペーンの内容

- ① キャンペーンは、4か月程度の開催期間とし、令和4年1月中旬を目途に終了することとします。
- ② キャンペーンの効果を高めるためのキャッチコピー等の設定は、受注者が行い、発注者と相談の上、決定することとします。
- ③ キャンペーンの運営に際し、チラシやポスター等の設置などキャンペーンに協力いただける県内量販店等（以下「協力店舗」という。）からの負担金等は徴収せず、キャンペーンに係る費用は受託した費用で賄うものとします。
- ④ キャンペーン期間中、月に1回程度、協力店舗のキャンペーンの状況等の確認を行い、発注者に報告してください。
- ⑤ 受注者は、県内量販店等の利用者が安心して利用できるよう「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』～県民の皆様へ 命と健康を守るために」に沿った感染防止対策をした上で営業するよう協力店舗に促してください。

エ キャンペーンの事務局運営

- ① コールセンターを設置し、県産対象商品の購入者（以下「購入者」という。）からのキャンペーンに関する問い合わせに対応してください。
- ② 協力店舗や特典発送者からのキャンペーンに関する問い合わせにも対応してください。
- ③ 購入者等からの問い合わせ内容については、発注者へ適宜報告してください。
- ④ 対応に苦慮する問い合わせがあった場合は、発注者と協議してください。

⑤ 事務局として、発注者や協力店舗、特典発送者などとの連絡調整を行ってください。

(2) 広報宣伝

キャンペーンを効果的に実施するため、次の広報宣伝を行い、県内量販店等への誘客を図ることとします。

なお、食材の特徴、歴史、農畜水産物のブランドイメージを感じられるものとし、県内の産地への理解が深まり、消費が促進されるものとしてください。

ア キャンペーンの事前周知について

キャンペーンの開始前に効果的に周知する方法を提案してください。

なお、開始時期など詳細な内容については、発注者と相談の上、決定することとします。

イ キャンペーン特設WEBサイトについて

キャンペーンの特設WEBサイトを立ち上げてください。

また、県内量販店等の利用者にキャンペーンへの応募を促す工夫を提案してください。

なお、このサイトと発注者が指定する通信販売WEBサイトと連携が図れるようにしてください。

ウ SNS等の広告による積極的な情報発信について

SNSに関連する広告や、ディスプレイ広告等を活用して、積極的に情報発信する方法を提案してください。

エ 協力店舗におけるPR資材について

キャンペーンを周知するチラシ及びポスター等の店舗PR資材を作成し、協力店舗へ配架することとします。

なお、店舗PR資材はキャンペーンのPR及び県産農畜水産物のブランドイメージや地産地消の推進、県産農畜水産物の消費喚起に資するようなデザイン性の高いものとし、発注者が指定するイラスト等も取込んだものとしてください。

また、チラシ及びポスター等については、協力店舗への配架だけでなく、新聞への折込みなど広く周知する方法を提案してください。

オ 広報活動への生産者や団体等の起用について

広報活動において生産者や団体等を起用して、県産農畜水産物の魅力を効果的に発信するための内容を提案してください。

カ その他、効果的な広報活動の実施についての独自提案

三重県域を対象としている各種メディアなどを活用した発信や、協力店舗以外へのポスター等の掲出など、キャンペーンを効果的に広報する

方法を提案してください。

なお、詳細な内容については、発注者と相談の上、決定することとします。

(3) 特典の応募受付、発送等業務

県産対象商品の消費喚起を図るため、購入者を対象に抽選で特典を進呈することとします。

ア 特典の応募受付

受注者は、購入者を対象として、応募はがきや封書等により特典の応募を受け付けるものとします。

なお、応募期間中の応募の状況等について、週に1回程度、発注者に報告してください。

イ 応募の条件

県産対象商品についている三重県産を示す価格ラベルやシールなど、三重県産であることが分かるマークを集めることを応募の条件とします。

なお、集める枚数は3枚から5枚までで、消費喚起に効果のある枚数を提案してください。

ウ 特典の進呈

受注者は、応募者に抽選のうえ、特典を進呈してください。

① 特典は、地産地消の普及啓発に資する県産農畜水産物とそれらを主な原材料とする加工品及び三重の地酒とし、その内容と金額については、発注者と協議することとします。

② 特典の進呈に係る抽選は、キャンペーン期間中及び期間後の2回実施することとし、各回3,000人、計6,000人に当たることとします。

なお、詳細な抽選時期については、発注者と相談の上、決定することとします。

③ 特典の進呈にあたっては、不当景品類及び不当表示防止法に基づく景品規制に留意してください。

エ 特典の手配及び発送

受注者において、特典を手配し、当選者へ発送することとし、特典の手配、発送に係る経費（送料等を含む）は、受注者の負担としてください。

なお、特典の費用については、消費税込み30,000千円を要するものとし、上記ウの①の協議の結果、差異が生じた場合には、契約を変更して対応することとします。

オ その他

参加店舗の利用者のキャンペーンへの参加を促進するため、特典への応募について、効果的な方法を提案してください。

(4) 効果調査の実施

県内量販店等におけるキャンペーンの効果を把握するための調査方法を提案してください。

また、経済効果や県産農畜水産物の認知度向上の効果については、調査結果をもとに分析し、業務実施結果報告書に盛り込んでください。

(5) 事務関係業務の実施方法等

業務を円滑に運営するため、受注者は体制を整え、事業計画書に沿って実施することとします。

ア 事業計画書に基づく業務運営

受注者は、発注者との契約締結後、事業計画書を作成し、発注者の承認を受けた上で委託業務を運営してください。

イ 発注者との連絡体制の確保

受注者は、業務の遂行に関して、常時、発注者との連絡体制を整え、情報の共有を図るとともに、業務の遂行に関して見解や方針に食い違いが生じないようにしてください。

なお、連絡体制については、契約締結後、書面で報告してください。

ウ 委託業務の進捗状況の管理

受注者は、事業計画書に基づき、常に委託業務の進捗状況を把握し、遅滞なく委託業務を遂行するため、適宜適切な措置を講じてください。

また、受注者は委託業務の進捗状況について発注者に定期的に報告するとともに、業務の遅延等が生じた場合又は見込まれる場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従ってください。

エ 書類の適正な管理・保管

受注者は、協力店舗等から提出のあった各種書類について、提出者、提出年月日、書類の内容及び書類の保管場所等を電子データに記録し、常時、発注者及び協力店舗等からの求めに応じ検索できる体制を整えるとともに、毀損・紛失・処理漏れ等が生じないように、発注者が提供する一切の資料及び電子データとともに適正に管理してください。

(6) 仕様書記載外の提案

この仕様書に記載されていないことであっても、本仕様書の成果と同等以上の成果が得られる、より効果的な提案があれば、企画提案書で積極的に提案できるものとします。

5 成果品

(1) 成果品

本業務の成果品として、「業務実施結果報告書」を作成し、提出してください。

(2) 成果品の提出期限

令和4年2月25日（金）

6 留意点及び業務実施上の条件等

(1) 情報セキュリティ対策等

ア 守秘義務及び資料転用の禁止

受注者は、委託業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを委託業務以外の目的で使用してはなりません。

また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とします。

イ 個人情報の保護

受注者は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）を遵守し、業務を履行してください。

なお、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。

ウ 事故等が発生した場合の取り扱い

受注者は、委託業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理により、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとします。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければなりません。

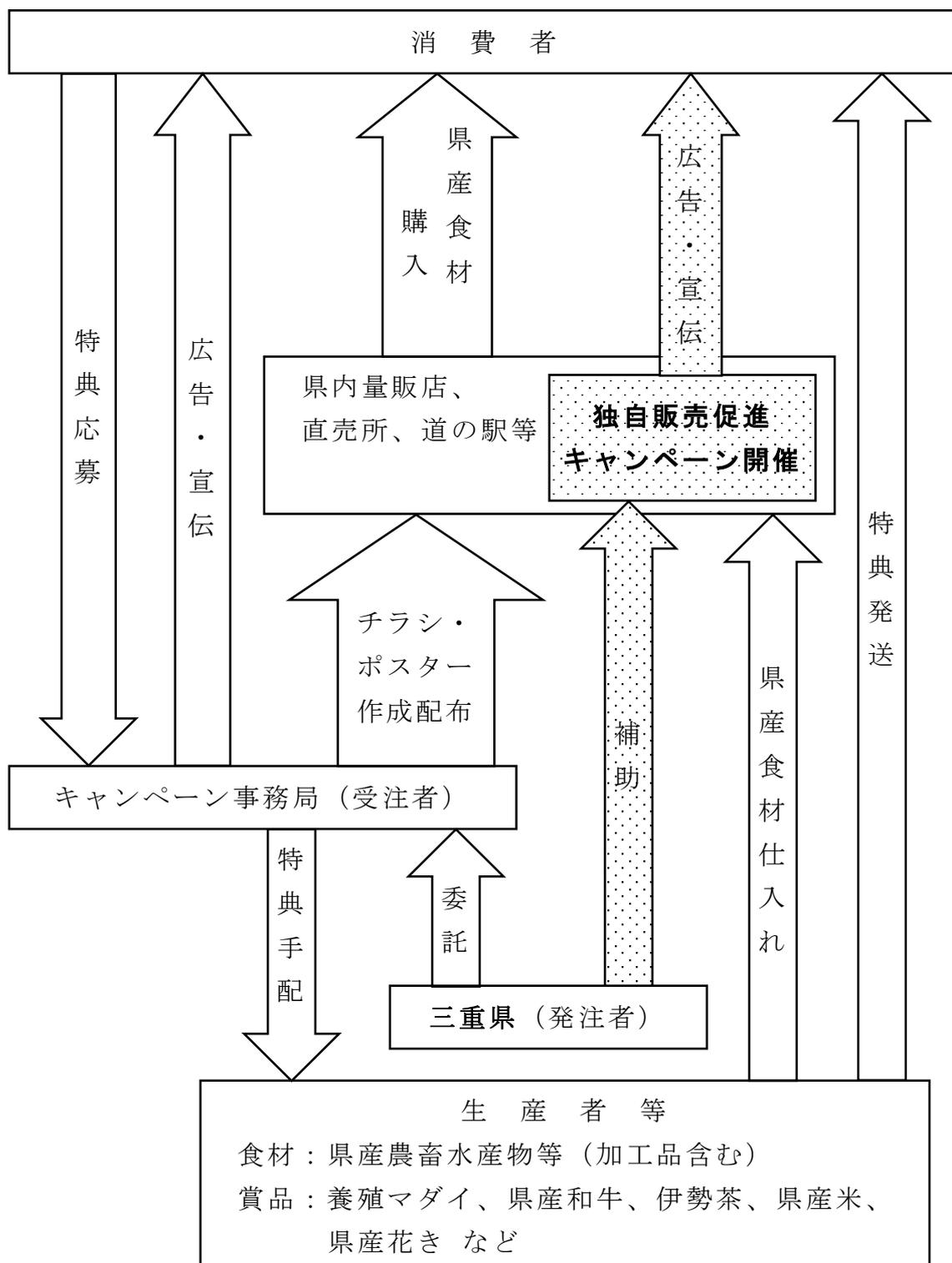
エ 信用失墜行為の禁止

受注者は、委託業務の実施に当たり、協力店舗及びその関係者と利害関係を持つ等、発注者の信用を失墜する行為を行ってはなりません。

オ 危機管理

受注者は、委託業務遂行中において、事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければなりません。

【取組概要】



【県内協力要請予定一覧】

スーパー		会社等数	店舗数
広域スーパー	三重県発祥の会社が合併	3	71
	近隣県発祥の会社	11	55
県内スーパー	三重県内発祥の会社	9	98
ローカルスーパー		6	10
	地域系(青果鮮魚店発展型)	22	22
	JA系	2	7
ディスカウントスーパー		6	28
業務用食品スーパー		2	8
		61	299

直売所等		店舗数
産地直売所	常設	78
	JA系	23
道の駅		18
みえ地物一番の日協賛飲食店		50
		169

合計		468
----	--	-----